

第 10 章

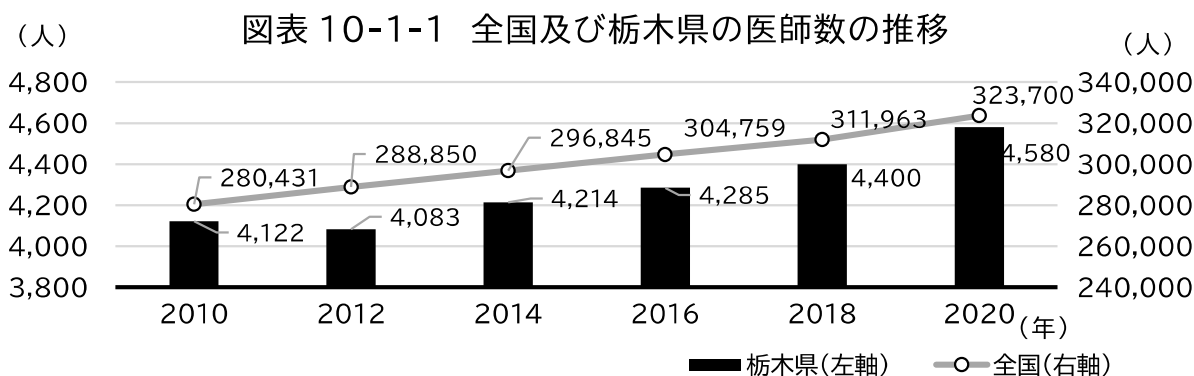
保健・医療・介護・福祉を支える人材の確保・育成

- 第 1 節 医師
- 第 2 節 歯科医師
- 第 3 節 薬剤師
- 第 4 節 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）
- 第 5 節 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
- 第 6 節 管理栄養士・栄養士
- 第 7 節 獣医師
- 第 8 節 介護サービス従事者
- 第 9 節 多様な保健・医療・福祉サービス従事者

第1節 医師

【現状と課題】

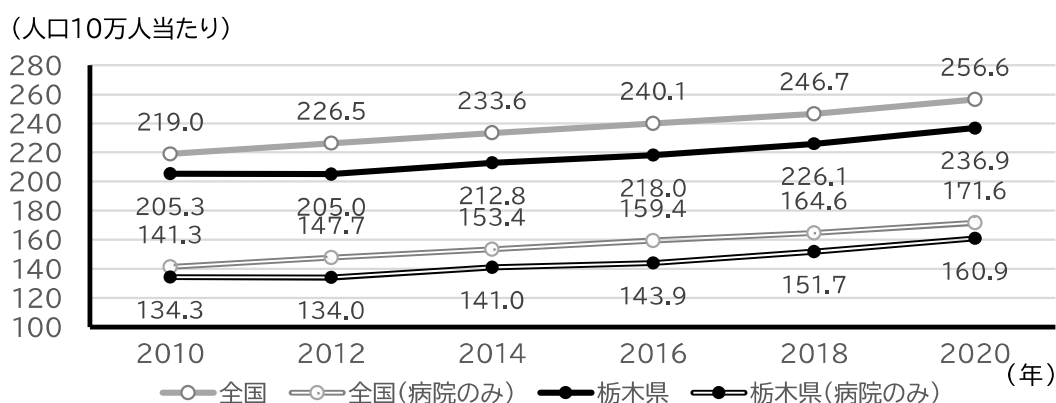
県内の医療施設に従事する医師数は、4,122人(平成22(2010)年)から4,580人(令和2(2020)年)へと10年で約10%増加しているものの、全国では280,431人(平成22(2010)年)から323,700人(令和2(2020)年)へと約15%増加しており、増加率は全国を下回っています。



【出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査(統計)」】

また、医療施設に従事する人口10万人当たりの医師数(令和2(2020)年)は、全国は256.6人に対し、栃木県は236.9人、病院に従事する人口10万人当たりの医師数(令和2(2020)年)は、全国は171.6人に対し、栃木県は160.9人であり、どちらも全国を下回っています。

図表 10-1-2 医療施設従事医師数の推移



【出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査(統計)」】

国が令和5(2023)年に示した医師偏在指標では、本県は230.5(47都道府県中31位)、二次保健医療圏別では、県北医療圏171.2(330二次医療圏中241位)、県西医療圏168.1(同245位)、宇都宮医療圏207.6(同132位)、県東医療圏207.0(同135位)、県南医療圏345.3(同19位)、両毛医療圏179.3(同223位)となっています。

医師の地域間偏在の是正に向けて、医師の確保及び養成、定着のための取組を強化する必要があります。

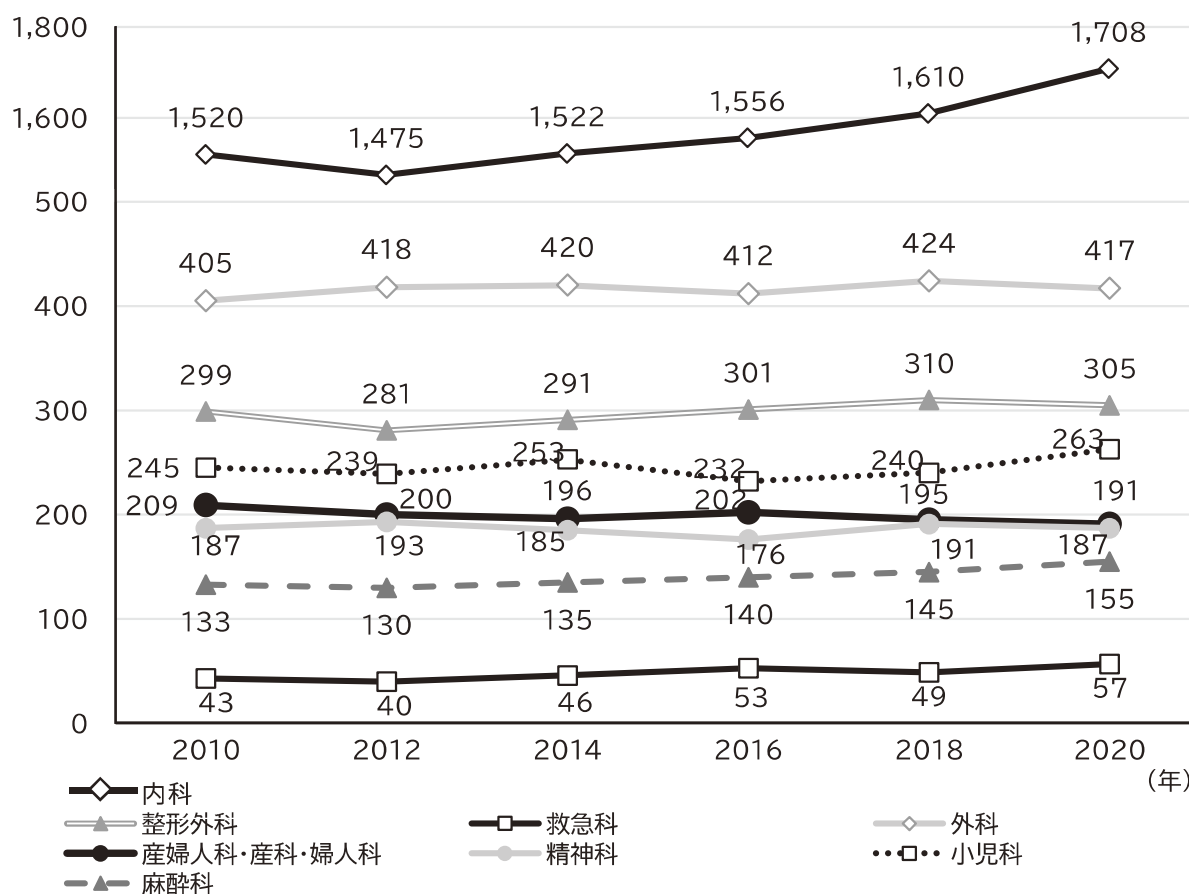
図表 10-1-3 医師偏在指標及び医師少数区域、医師多数区域の設定

医療圏等	医師偏在指標	全国順位 ¹	区分
全国	255.6	—	—
栃木県	230.5	31	
県北	171.2	241	医師少数区域
県西	168.1	245	医師少数区域
宇都宮	207.6	132	
県東	207.0	135	
県南	345.3	19	医師多数区域
両毛	179.3	223	医師少数区域

【出典：厚生労働省提供データ(医師偏在指標、全国順位)】

医療施設に従事する医師数の推移を診療科別にみると、産婦人科・産科・婦人科の医師数の減少傾向が続いています。

(人) 図表 10-1-4 本県の医療施設従事医師数の推移(主な診療科別)



【出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査(統計)」】

¹ 47 都道府県、330 二次医療圏における

一部の地域や診療科において依然として十分な医師確保がなされていると言えない状況にあることから、より重点化した医師確保に取り組む必要があります。

自治医科大学や獨協医科大学との連携した地域枠制度及び県医師修学資金等貸与制度を運用して、地域医療に貢献する医師を養成し、医師が不足する公的医療機関等に派遣しています。地域医療の維持・確保のためには、専門医の取得などのキャリア形成に配慮しつつ、今後も大学等と連携しながら効果的な派遣のあり方を検討していく必要があります。

また、医療施設に従事する医師の健康を守り、質の高い医療を提供していくためには、医師の働き方改革や勤務環境の改善を進めていく必要があります。

さらに、女性医師就業率は子育て世代において低下が見られており、子育て世代が希望する形で就業できるような環境を整備していくことが重要です。

加えて、子育て・介護等の様々な理由で臨床業務を離れ、再就業に不安を抱える医師を支援する取組も必要です。

【主な施策】

- ・ 県内に勤務する医師の増加を図り、併せて地域間及び診療科間の医師の偏在を是正・緩和するため、とちぎ地域医療支援センターや大学、医師会、医療機関等が一体となった事業展開

[医師確保計画策定ガイドラインを踏まえた項目]

- ・ 県養成医師等の派遣調整
- ・ キャリア形成プログラムの策定・運用
- ・ 医師の働き方改革を踏まえた医師確保対策と連携した勤務環境改善支援及び子育て医師等支援
- ・ その他の施策

関連計画：「栃木県医師確保計画」 など

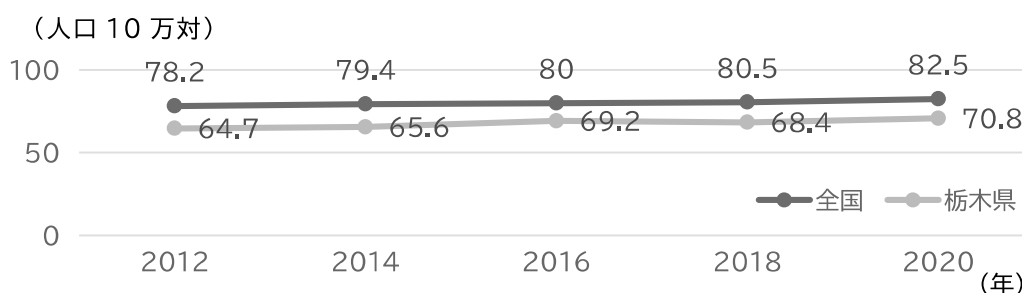
第2節 歯科医師

【現状と課題】

令和2(2020)年の本県の医療施設に従事する歯科医師数は、1,368人で、人口10万人当たり70.8人で、全国の82.5人を下回っています。

障害者や高齢者等が身近な地域で安心して歯科保健医療が受けられるよう、提供体制の構築を図る必要があります。

図表 10-2-1 医療施設従事人口10万対歯科医師数(全国・栃木県)



【出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査(統計)」】

【主な施策】

- ・生活習慣病の治療や病気の状態に配慮した歯科医療の提供
- ・要介護者や障害者の口腔ケア等のニーズにも対応できるよう、研修体制の充実による歯科医師の資質向上

第3節 薬剤師

薬剤師の業態偏在や地域偏在の解消に向けた薬剤師確保の取組を総合的に推進します。また、地域医療における薬物療法の有効性・安全性の確保に資するため、薬剤師の資質向上等の取組を支援します。

【現状と課題】

薬剤師の従事先には業態偏在や地域偏在があり、特に病院薬剤師の不足が喫緊の課題となっていることも踏まえ、必要な薬剤師の確保を図るため、栃木県薬剤師会等の関係団体と連携して地域の実情に応じた薬剤師の確保策に取り組むことが求められています。

また、病院薬剤師の必要な人員を維持するため、勤務環境を改善する取組や欠員補充のための薬剤師斡旋の取組を支援する必要があります。

図表 10-3-1: 病院・薬局別薬剤師偏在指標

都道府県 (医療圏名)	現在(令和4(2022)年)の病院・薬局別薬剤師偏在指標			将来(令和18(2036)年度)の病院・薬局別薬剤師偏在指標		
	病院薬剤師偏在指標	薬局薬剤師偏在指標	地域別薬剤師偏在指標	病院薬剤師偏在指標	薬局薬剤師偏在指標	地域別薬剤師偏在指標
全国	0.80	1.08	0.99	0.82	1.22	1.09
栃木県	0.69	1.04	0.93	0.72	1.19	1.04
県北	0.67	0.78	0.75	0.69	0.93	0.86
県西	0.63	0.78	0.74	0.72	1.03	0.94
宇都宮	0.62	1.14	0.98	0.61	1.20	1.01
県東	0.74	0.88	0.85	0.80	1.10	1.03
県南	0.87	1.25	1.12	0.87	1.39	1.20
両毛	0.60	1.06	0.92	0.67	1.31	1.10

【出典：厚生労働省「令和5年6月9日付け事務連絡「薬剤師偏在指標等について」】

病院薬剤師は、病棟薬剤業務やチーム医療等を中心とした業務・役割の更なる充実が求められています。また、薬局薬剤師は、地域包括ケアシステムを担う一員として、医療機関等と連携し、その専門性を発揮することが求められています。

〔令和5(2023)年度栃木県薬剤師確保に係る調査〕

病院の57.4%(薬局では38.6%)で薬剤師不足感を抱き、平均すると一病院当たり1.7名(薬局では0.1名)の定員に対する薬剤師不足が生じており、病棟業務やチーム医療参画への支障、薬剤師の時間外勤務の増加などの弊害が生じています。

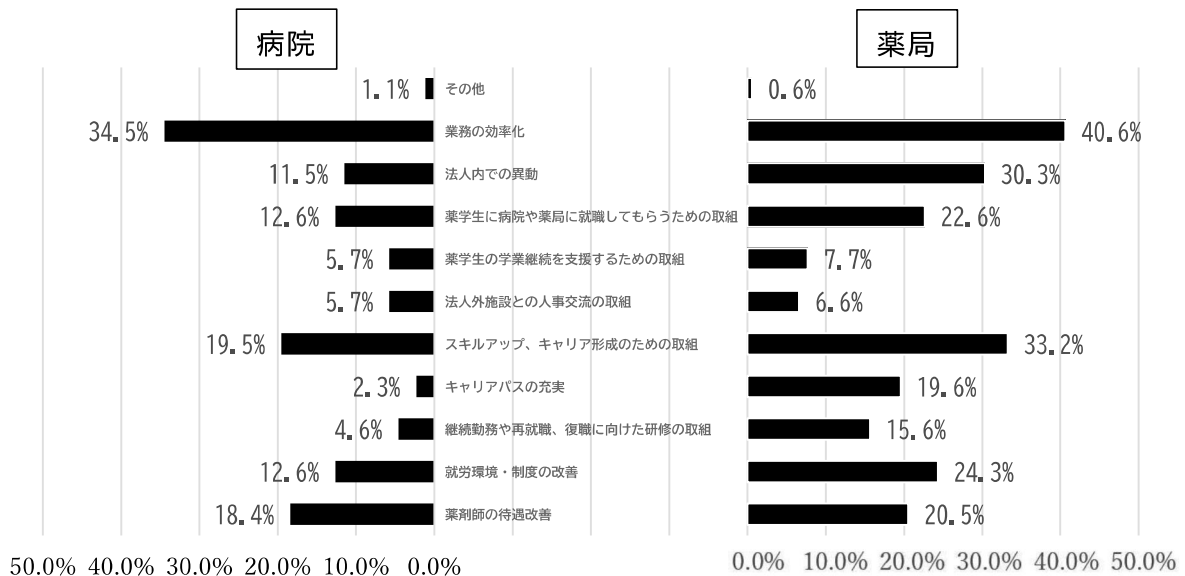
病院と薬局ともに薬剤師確保で効果のあった(効果の期待できる)取組みは、多い順に「業務の効率化」、「スキルアップ、キャリア形成のための取組」でした。

図表 10-3-2:「定めている薬剤師の定員、薬剤師数、業務上理想と思える薬剤師数について」アンケート結果

都道府県 (医療圏名)	病院			薬局		
	薬剤師の 定員	現在の 薬剤師数	業務上理想の 薬剤師数	薬剤師の定員	現在の 薬剤師数	業務上理想の 薬剤師数
栃木県	8.9	7.2	9.6	2.2	2.1	2.5
県北	7.1	6.6	9.3	2.2	2.1	2.3
県西	6.4	4.8	6.8	1.9	1.9	2.3
宇都宮	7.3	5.4	7.2	2.1	2.1	2.5
県東	6.8	5.0	7.0	2.1	2.1	2.3
県南	13.0	11.1	14.3	2.3	2.2	2.7
両毛	9.6	7.8	10.3	2.0	2.3	2.5

【出典:令和5(2023)年度「栃木県薬剤師確保に係る調査」】

図表 10-3-3:「薬剤師の確保(採用・雇用維持)にあたって、効果のあった(効果の期待できる)取組みについて(複数回答)」アンケート結果



【出典:令和5(2023)年度「栃木県薬剤師確保に係る調査」】

【主な施策】

- ・ 就職説明会等の機会を捉えた、UIJ ターン就職の働きかけの実施
- ・ 栃木県薬剤師会等と連携した薬剤師の資質向上のための研修の充実強化
- ・ 薬学部に進学する学生を増やすための中・高校生を対象としたPR活動の実施
- ・ 栃木県薬剤師会等が運営する薬剤師バンクを活用した就活のマッチングを支援する取組の強化
- ・ 働き方改革等を踏まえた勤務環境の整備等に対する支援

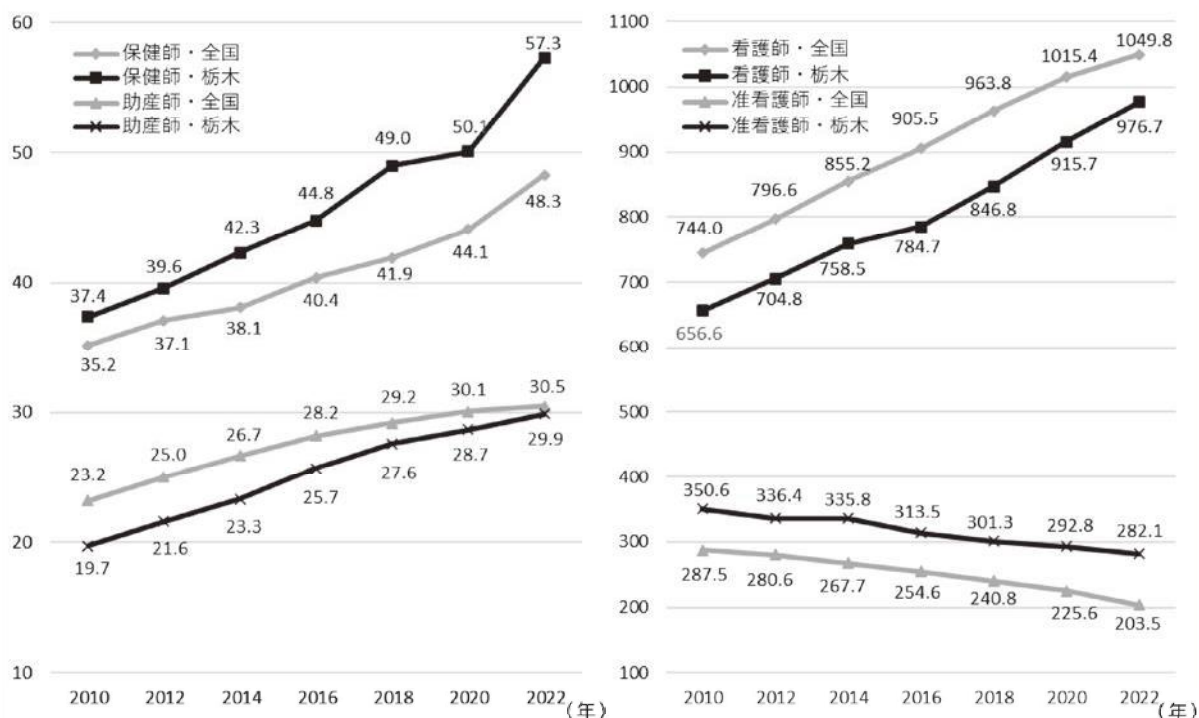
第4節 看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)

【現状と課題】

令和4(2022)年末の本県の看護職員は25,696人で、人口10万人当たり、保健師が57.3人(全国48.3人)、助産師が29.9人(全国30.5人)、看護師が976.7人(全国1,049.8人)、准看護師が282.1人(全国203.5人)で、准看護師を除き増加傾向ですが、助産師及び看護師は全国を下回っています。

医療・介護需要の増加が見込まれるため、新規養成・定着促進、離職防止、再就業支援を軸とした総合的な看護職員確保対策を強化していく必要があります。

図表 10-4-1 就業保健師・助産師の推移、就業看護師・准看護師の推移



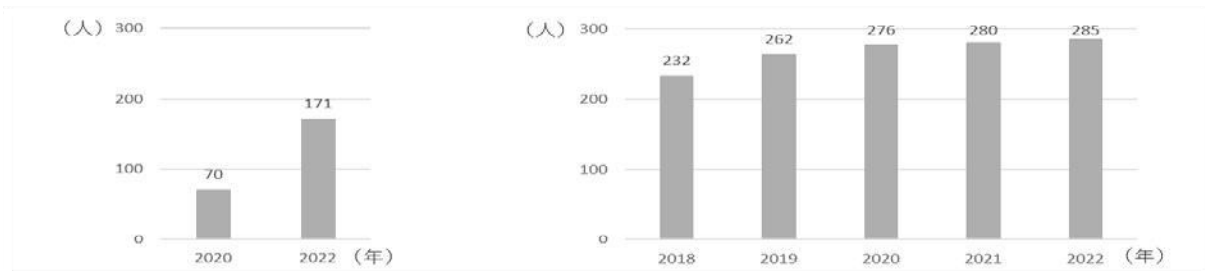
【出典：厚生労働省「衛生行政報告例」】

在宅医療のニーズ増への対応として、訪問看護を担う人材の確保等を強化していく必要があります。(第5章第12節再掲)

在宅医療や新興感染症の発生・まん延時に備え、特定行為研修修了看護師や認定看護師などの専門性の高い知識と技術を持った看護職員を、計画的に養成していく必要があります。

また、看護師及び准看護師は、安全で質の高い看護を提供するため、質の向上が求められています。

図表 10-4-2 特定行為研修修了看護師の就業者、認定看護師の推移



【出典：厚生労働省「衛生行政報告例」】【出典：日本看護協会】

保健師は、生活習慣病対策、介護予防、高齢者や児童の虐待防止、地域包括ケアシステムの構築、健康危機管理対策等、多岐にわたる健康課題に多職種と協働しながら対応できる専門的能力と行政的能力が求められています。

助産師は、安全で安心な出産を推進する他、ニーズの多様化を踏まえた周産期医療や母子保健に対応するための実践力向上が求められています。

【主な施策】

- ・ 新規養成
小中高校生や社会人に向けた看護の魅力発信や修学資金の貸与等により看護職の養成に取り組みます。
- ・ 離職の防止
離職防止のために、研修内容の充実、看護業務の効率化や働き続けられる勤務環境の整備を推進します。
- ・ 再就業支援
再就業促進のために、ナースセンターの活用等により離職者のニーズに応じた復職支援に取り組みます。
- ・ 専門性の高い看護師の養成
特定行為研修修了看護師や認定看護師等の養成と活動促進のため、受講の支援や制度の普及啓発に取り組みます。
- ・ 資質向上
多様なニーズに対応できる質の高い看護職員育成のため、経験や到達段階に応じた研修支援を展開します。

【数値目標】

No.	目標項目	現状値	目標値
1	就業看護職員数	25,696人 (2022年)	26,032人 (2025年)
2	特定行為研修修了看護師の就業者数	171人 (2022年)	442人 (2029年)

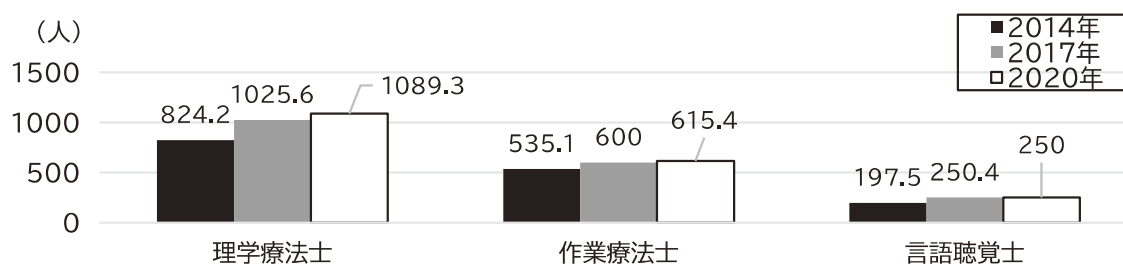
第5節 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

【現状と課題】

県内の病院及び診療所で勤務する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の数（常勤換算数）は増加傾向にありますが、いずれの職種も令和2年10月1日時点、人口10万人あたりは全国値を下回っています。

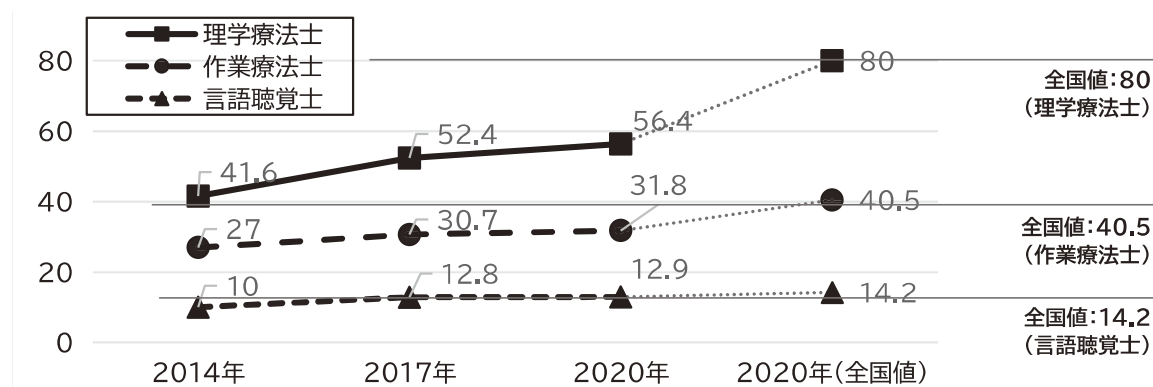
県内の各従事者数は、増加傾向にあるものの、今後の高齢者医療の需要増に対応する医療提供体制を構築していくためには、リハビリテーション専門職の確保及び質の向上が求められています。

図表 10-5-1: 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の県内の従事者数の推移



【出典：厚生労働省「病院報告」・「医療施設調査」】

図表 10-5-2: 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の全国値との比較
(人口10万対)



【出典：厚生労働省「病院報告」・「医療施設調査」】

【主な施策】

- ・ 民間の養成施設や医療機関、関係団体と連携し、各関係機関が実施する取組の促進
- ・ 関係団体との連携し、引き続き資質向上に向けた取組を実施

第6節 管理栄養士・栄養士

地域の栄養・食生活の改善や栄養指導の充実等、地域の栄養対策を総合的に推進します。

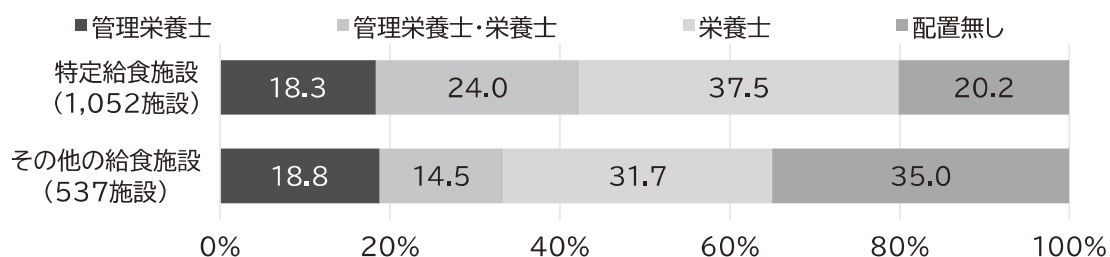
【現状と課題】

管理栄養士必置指定施設や特定給食施設における管理栄養士・栄養士の配置促進が求められています(図表 10-6-1)。

潜在管理栄養士・栄養士の人材確保、関係機関・関係職種と連携した地域の栄養ケア支援体制整備及び取組の促進が求められています。

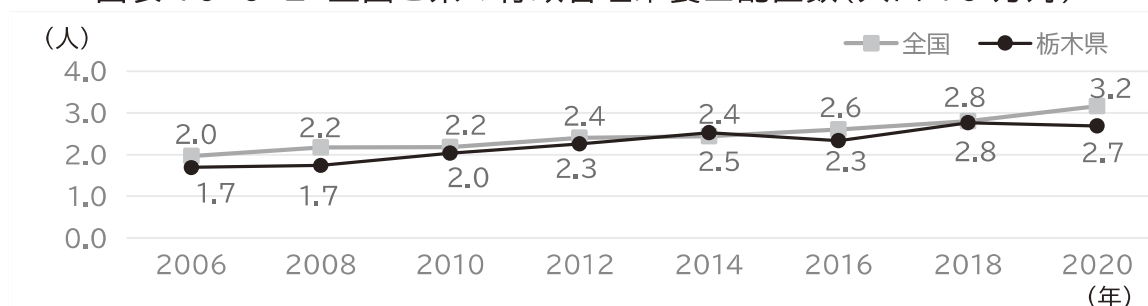
行政管理栄養士の配置数(人口 10 万対)は全国よりも低い状況です。(図表 10-6-2)

図表 10-6-1: 県内の特定給食施設等における管理栄養士・栄養士の配置状況



【出典: 厚生労働省「令和2年度衛生行政報告例」】

図表 10-6-2: 全国と県の行政管理栄養士配置数(人口 10 万対)



【出典: 厚生労働省「衛生行政報告例・人口動態調査」】

【主な施策】

- ・ 特定給食施設等における栄養管理を行う管理栄養士等の配置を促進
- ・ 在宅訪問栄養指導等を行う栄養ケア・ステーションや認定栄養ケア・ステーションの取組の拡充支援
- ・ 健康づくりやそれ以外の母子保健、介護予防及び介護保険、国民健康保険等の地域保健対策の推進のための業務を担当する各部門の行政管理栄養士の配置を促進 など

第7節 獣医師

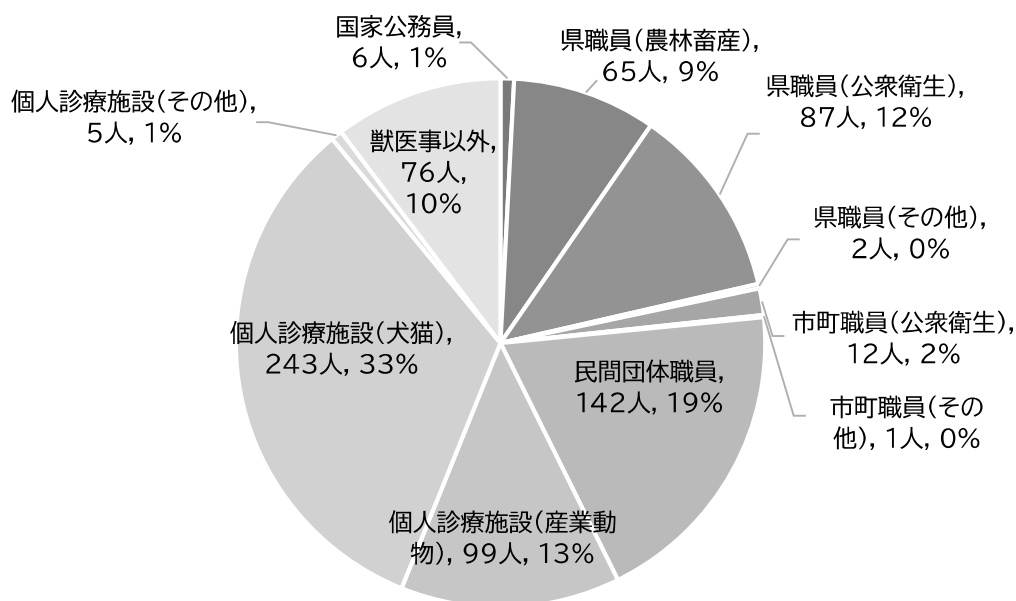
【現状と課題】

令和4(2022)年末現在の本県の獣医師数は738人、そのうち保健福祉分野に従事する獣医師数は99人となっており、人口10万人当たり5.2人であり、全国値の4.2人を上回っています。

保健福祉分野における獣医師の職域は、食の安全・安心・信頼性の確保、衛生的な生活環境の確保、感染症予防、動物愛護管理など広範囲に及んでいる上、近年の食品の多様化や流通のグローバル化、新たな感染症の世界的広がりなどに伴い、獣医師には、微生物等の試験検査、疫学、公衆衛生学等の専門的かつ最新の知識・技術に基づく指導的役割が求められています。

食の安全・安心・信頼性の確保や動物愛護の推進など、獣医師に対するニーズが高まる一方、保健福祉分野における獣医師の確保が非常に困難な状況にあります。

図表 10-7-1: 県内獣医師就業者数(738名)の状況



【出典：農林水産省「獣医師法第22条の届出状況」(令和4(2022)年12月31日時点)】

【主な施策】

- ・保健福祉分野に従事する獣医師を確保するため、獣医系大学や(公社)栃木県獣医師会へ募集に関する協力を要請するなど、関係機関等との連携を強化
- ・科学的技術の高度化、県民ニーズの多様化等に対応できるよう、国の機関や獣医系大学等と連携し、充実した研修制度の確保による獣医師の資質の向上

第8節 介護サービス従事者

(介護福祉士・ホームヘルパー・ケアマネジャー)

要介護高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう介護を支える人材の育成確保を目指します。

【現状と課題】

令和4(2022)年度における県内の介護職の有効求人倍率は2.86倍で、全国の介護職の有効求人倍率3.65倍と比べると低い水準にありますが、県内の全産業の有効求人倍率1.19倍と比べると2倍以上の高水準にあります。

(公財)介護労働安全センターが実施する介護労働実態調査によると、介護職の採用率・離職率は、経年で比較すると緩やかな減少傾向にあるものの、介護現場において職員の不足を感じている事業所の割合は60%を超え、依然として高い状況にあります。

関連計画： 栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21(九期計画)」
(該当箇所:P75)

【主な施策】

- ・ 介護人材の確保、育成、定着に向け、介護関係団体と労働、教育関係、国、市町等で構成する介護人材確保対策連絡調整会議を設置し、関係各所との連携強化による参入促進
- ・ 福祉人材・研修センターのキャリア支援専門員による求人・求職者のマッチングや、高齢者を対象とした介護周辺業務を担う「とちぎケア・アシスタント」の養成等、地域医療介護総合確保基金を活用し、多様な人材の確保に向けた取組等を推進
- ・ 介護人材が就労年数等に応じた知識や技術等を習得して、適切なキャリアアップを図るための研修や、外国人介護人材の介護現場における日本語能力を育成するための研修等、人材の育成・資質向上に資する取組等を推進
- ・ 労働環境・処遇の改善のため、介護現場における介護ロボットやICT機器の導入支援による業務の効率化、介護サービスの質の向上、生産性の向上に資する取組等を推進

第9節 多様な保健・医療・福祉サービス従事者

【現状と課題】

1 歯科衛生士

令和2年医療施設調査によると、令和2(2020)年10月1日時点の県内の病院・診療所(歯科含む)に勤務している歯科衛生士は常勤換算で1,819.3人、人口10万人当たり95.3人となっており、全国値105.1人を下回っています。

2 歯科技工士

令和2(2020)年医療施設調査によると、令和2(2020)年10月1日時点の県内の病院・診療所(歯科含む)に勤務している歯科技工士は常勤換算で119.8人、人口10万人当たり6.3人となっており、全国値8.1人を下回っています。

3 診療放射線技師

令和2(2020)年医療施設調査によると、令和2(2020)年10月1日時点の県内の病院・診療所に勤務している診療放射線技師は常勤換算で791.1人、人口10万人当たり41.4人となっており、全国値44.5人を下回っています。

4 臨床検査技師

令和2(2020)年医療施設調査によると、令和2(2020)年10月1日時点の県内の病院・診療所に勤務している臨床検査技師は常勤換算で959.0人、人口10万人当たり50.2人となっており、全国値54.2人を下回っています。

5 臨床工学技士

令和2(2020)年医療施設調査によると、令和2(2020)年10月1日時点の県内の病院・診療所に勤務している臨床工学技士は常勤換算で475.3人、人口10万人当たり24.9人となっており、全国値24.3人を上回っています。

6 精神保健福祉士

令和2(2020)年医療施設調査によると、令和2(2020)年10月1日時点の県内の病院・診療所に勤務している精神保健福祉士は常勤換算で122.3人、人口10万人当たり6.4人となっており、全国値8.9人を下回っています。

7 社会福祉士

令和2(2020)年医療施設調査によると、令和2(2020)年10月1日時点の県内の病院・診療所に勤務している社会福祉士は常勤換算で168.9人、人口10万人当たり8.8人となっており、全国値13.0人を下回っています。

8 その他の国家資格である保健医療福祉サービス従事者

視能訓練士、義肢装具士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師士、保育士、救急救命士、公認心理師 等

【主な施策】

- ・ 養成施設卒業生の県内定着促進による人材の確保
- ・ 新任者、現任者の資質の向上を図るための各種研修の実施 等